

請 願 文 書 表

受付年月日	令和4年8月22日
件 名	適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願
要 旨	（別紙請願書のとおり）
請願者並びに紹介議員	鳥羽市大明東町 1-6 公益社団法人鳥羽市シルバー人材センター 理事長 大谷 茂 良 紹介議員 坂 倉 広 子

請願第1号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願

紹 介 議 員 坂 倉 広 子 ㊞

適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願

請願の趣旨

消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を内容とする意見書を国の関係機関に提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生100年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

その実現のため、シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与しております。

そのような中、令和5年10月に、消費税において「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が予定されております。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されておりインボイス（適格請求書）を発行することができません。センターの会員は、この免税の個人事業者に当たります。

従って、センターが会員へ支払う配分金（消費税含む）については、これまで仕入税額控除ができていたものができなくなり、その分をセンターが新たに納税する必要が生じることとなります。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担は、それに対応する財源がなく、まさに運営上の死活問題となります。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた、「生きがい就業」に取り組んでいるセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

インボイス制度導入後も、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、またセンターが安定的な事業運営が可能となるために、国に対しまして、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう強く要望し、意見書の提出をお願いするものです。

令和4年8月22日

鳥羽市議会議長 木下順一様